平成２７年（フ）第１５９１号
福岡市西区姪の浜３丁目17番１号
債務者　山口並一郎
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９８号
福岡市南区警弥郷１丁目28番24―101号
債務者　岡嶋　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０６号
福岡市博多区三筑２丁目16番10―601号
債務者　岩永　真紀
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０８号
福岡市博多区堅粕３丁目13番15―201号
債務者　藤本　義史
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２０号
福岡市早良区百道１丁目３番13号、前住所鹿児島市上荒田町52番１―512号
債務者　大園健太郎
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２２号
福岡市中央区鳥飼２丁目８番２―301号
債務者　谷川百合子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命645番地２
債務者　菅原ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１７９号
福岡県久留米市津福本町786番地６　グランピアマンション津福406号、前住所福岡県久留米市上津町2558番地14
債務者　高橋　和之
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40（アルファー館102号）
債務者　町田　美紀
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目６番18号（共栄ビル202号）
債務者　加茂川久美子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番29号（小林ビル201号）
債務者　天草　優太
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目４番13号（清水アパート106）
債務者　今吉　里美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９７号
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘65番地３
債務者　小牟田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
茨城県常陸大宮市中富町1026番地の２
債務者　中橋　真人
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０５号
茨城県水戸市堀町1159番地の２　市営堀町住宅３棟104号
債務者　久保田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２４号
茨城県古河市女沼1161番地１
債務者　永塚　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県南房総市和田町下三原463番地１
債務者　松嵜しのぶ
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所館山支部